

令和3年度 第2回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年7月30日 13時30分から14時30分

2 開催場所 猿払村役場3階 委員会室

3 出席委員 (9人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	早坂委員
	2番	羽鳥委員
	3番	大武委員
	4番	丹治委員
	5番	欠員
	6番	宮尾委員
	7番	森委員
	8番	守谷委員
	9番	木村委員

4 欠席委員

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について

第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について

第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第8 議案第5号 現況証明願について

第9 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 小林局長

事務次長 末永次長

農地係長 林係長

農地係 田村主事

7 会議の概要

水野会長 ただいまの出席委員数は9人です。定足数に達しておりますので令和3年度第2回総会を開会致します。

日程に入る前に一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は皆さん暑い中お集まり頂きましてありがとうございます。4月30日以来の農業委員会ということで、長い間色々ありまして、開かれなかった事をお詫び申し上げたいと思います。また、当農業委員である港英一君が5月の末に亡くなりまして、農業委員会として黙祷をし、ご冥福をお祈りしたいと思います。よろしく願いいたします。それでは、黙祷。

委員一同 (委員・事務局黙祷)

黙祷終わり。どうもありがとうございます。港英一委員は、私の知っている限りでは、2期と3期に渡って農業委員会を続け活動をしてくれましたことを、深く感謝し、冥福をお祈りいたします。また、本日は日照りで皆さん何かと暖かい中、仕事もある中体調を壊しがちなかと思っておりますけど、何分健康には留意され今後営農して頂くことを、気を付けて頂きたいと思っております。今回はしばらくぶりなので、結構案件がありますので、皆様本日も慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。

日程第一、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第二、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、3番大武和廣君、4番丹治貞二君を指名致します。

日程第三、事務報告。内容について事務局より報告します。

小林局長 日程第三、事務報告。令和3年4月27日から令和3年7月29日まで。4月27日令和3年度第1回農業委員会総会をこの場にて開催してございます。出席者8名、事務局3名となっております。内容については以上です。

水野会長 事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等について。下記のとおり農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告がありましたので、御審議願います。令和3年7月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。今回の報告につきましては、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇となっております。3社の報告につきましては今お手元の皆さんの方に回覧で回しておりますので、少し時間を頂いて確認をして頂いたらと思います。以上です。

(一同回覧)

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告等についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について。下記のとおり、賃貸借等の合意解約通知の提出がありましたので、御審議願います。令和3年7月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。受付番号1番、所在地狩別3655番地1。狩別3655番地2。合わせまして20,637㎡。譲渡人と致しまして、狩別〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして狩別株式会社〇〇〇〇となっております。利用権の設定につきましては使用貸借となっております。こちらの案件につきましては、後程議題となります案件にも関連しますが、附属資料の議案第2号をご覧に頂きたいと思っております。こちらに提出している通知書を記載してございます。場所につきましてはもう1枚めくって頂いて色を塗っている場所となっております。この2筆を合意解約の申し出がありましたのでご確認お願い致します。以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。

小林局長 日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について。下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請の提出がありましたので、御審議願います。令和3年7月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

先程の議案と関連しまして、所在につきましては同じく狩別3655番地1。狩別3655番地2、この2筆となっております。3655番地1の面積につきましては9,777㎡のうち499.27㎡となっております。もう1筆狩別3655番地2につきましては、10,860㎡のうち579.91㎡で、合わせまして1,079.18㎡となっております。詳しい内容につきましては別紙附属資料の見出し議案第3号の方に記載してございます。こちらの方には農地法の転用許可申請の審査表を添付してございます。立地基準、上記の判断理由等をこちらに記載してございますのでご覧いただきたいと思っております。内容については許可相当という形になってございますので、ご覧いただけたらなと思っております。最後のページに赤く色を塗った所が内面積ではありますけど転用する箇所、面積また地積図の方も記載してございますのでご確認の程お願いいたします。内容については以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について内容について、事務局より説明致します。

小林局長 日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。下記の者に係る農用地利用集積計画の決定について、御審議願います。令和3年7月30日提出。猿払村農業委員会会長水

野正継。

番号3所の3。所在浅茅野台地342番地60。現況採草畑、地積5,636㎡。2筆合わせて11,192㎡。対価と致しまして所有権移転で559,000円。所有権の移転の時期令和3年7月30日から、引渡し時期と致しまして令和3年8月31日。譲渡人と致しまして公益財団法人北海道農業公社。譲受人と致しまして浅茅野台地〇〇〇〇さん。譲渡理由と致しまして農地を売り渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買い受けて、有効活用を図るとなっております。

続いて、3所の4。所在浅茅野台地334番地10。現況採草畑、地積106,273㎡。6筆合わせて435,543㎡。対価と致しまして所有権移転で14,824,000円。所有権の移転の時期令和3年7月30日から、引渡し時期と致しまして令和3年8月31日。譲渡人と致しまして公益財団法人北海道農業公社。譲受人と致しまして浅茅野台地〇〇〇〇。譲渡理由と致しまして農地を売り渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買い受けて、有効活用を図るとなっております。

続いて3所の5。所在浅茅野台地2655番地4。現況採草畑、地積40,849㎡となります。対価と致しまして所有権移転で2,042,000円。所有権の移転の時期令和3年7月30日から、引渡し時期と致しまして令和3年8月31日。譲渡人と致しまして公益財団法人北海道農業公社。譲受人と致しまして浅茅野台地〇〇〇〇さん。譲渡理由と致しまして農地を売り渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買い受けて、有効活用を図るとなっております。

続いて3所の6。所在浜鬼志別168番地149。現況採草畑、地積427㎡。26筆合わせて445,999㎡。対価と致しまして所有権移転で5,540,660円。所有権の移転の時期令和3年7月30日から、引渡し時期と致しまして令和3年9月30日。譲渡人と致しまして鬼志別東町〇〇〇〇さん。譲受人と致しまして猿払村。譲渡理由と致しまして農地を売り渡し、有効活用を図る。譲受理由としては農地を買い受けて、有効活用を図るとなっております。

別紙附属資料につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の審査表を添付しております。1枚目につきましては〇〇〇〇さんの分と、続いて〇〇〇〇、続いて〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの部分が添付しておりますので、こちらについてはご覧になって内容のご確認いただけたらと思います。内容については以上です。

水野会長

まずは、3所の3について質疑等ございませんか。

なければ、次に3所の4について質疑を賜りますが、本件は議事参与の制限に該当しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、9番木村委員に退席を命じます。

(木村委員退席)

それでは、3所の4について、質疑等ございませんか。

質疑がなければ、木村委員に入場をお願いします。

(木村委員着席)

続いて、3所の5から、3所の6について、質疑等ございませんか。

お諮りいたします、本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同

(異議なしの声)

水野会長

異議なしと認めます。よって、日程第7、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第8、議案第5号、現況証明願いについてを議題といたします。内容について事務局より説明します。

小林局長

日程第8、議案第5号、現況証明願いについて。下記のとおり、現況証明願いの提出がありましたので、御審議願います。令和3年7月30日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

所在につきましては、6筆となっております。1番目知来別1286番地2。公簿地目畑、面積839㎡で所有者は〇〇〇〇さんになってございます。

続いて、鬼志別東町141番地。公募地目畑、面積875㎡で所有者につきましては大塚清枝さんになってございます。合わせて、〇〇〇〇さんにつきましては鬼志別東町145番地、鬼志別東町292番地、鬼志別東町295番地となっております。

最後に、豊里3182番地3。公募地目畑、面積5,861㎡で、こちらについても〇〇〇〇さんの所有者となっております。

位置的な確認につきましては、附属資料の議案第5号を見て頂きと思います。最初の知来別1286番地2については上に〇〇〇〇さんと書いてございますが、場所の確認についてはこちらになってございます。

続いて、〇〇〇〇さん分の鬼志別東町141番地、145番地の位置図につきましてはこちらの位置となっております。

続いて、292番地、295番地、豊里3182番地3についてはこちらの図面をご確認頂けたらと思いますのでよろしくお願ひいたします。内容については

以上です。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第8、議案第5号、現況証明願いについてを原案通り可決、決定いたします。

日程第9、その他。その他として、事務局から何かありますか。

委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第2回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦勞様でした。

議長 水野正継

会議録署名委員

大和 和衣

会議録署名委員

丹治 貞二